

2021年6月10日

株 主 各 位

名古屋市中区栄一丁目18番9号
株式会社 テ ス ク
代表取締役社長 梅 田 源

第47期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第47期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご通知申し上げます。

近時、新型コロナウイルス感染拡大防止のため政府や都道府県知事から外出自粛が要請される事態に至っております。この事態を受け、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいた上で、開催させていただくことといたしました。株主の皆様におかれましては、外出自粛が要請されている状況にも鑑み、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、書面による事前の議決権行使をお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2021年6月24日（木曜日）午後5時45分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月25日（金曜日）午前10時
2. 場 所 名古屋市中区栄一丁目18番9号 本社1階会議室
（2020年9月に本社所在地を移転しましたので、株主総会の開催場所が前回と異なっております。ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
本年も、感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が例年より大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。予めご了承ください、よろしくお願い申し上げます。
3. 目的事項
報告事項 第47期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）
事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

以 上

- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ・当日は、軽装（クールビズ）にて対応させていただきますので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。株主の皆様におかれましても、軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。
- ・また、配当については、取締役会決議としており、本招集ご通知とともに配当金に関する重要書類につきましても同封させていただいております。
- ・なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.kktisc.co.jp/>）に掲載いたしますのでご了承ください。

〈株主様へのお願い〉

- ・株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.kktisc.co.jp/>）より、発信情報をご確認くださいよう、併せてお願い申し上げます。
- ・会場受付付近で、株主様のためアルコール消毒液を配備いたします。
- ・マスク持参・着用しない株主様は入場をお断りする場合がございます。
- ・会場入口付近で検温をさせていただく場合がございます。
- ・発熱があると認められる方、体調不良と思われる方、海外から帰国されてから14日間が経過していない方、またはこれらに準ずる方は、入場をお断りする場合がございます。なお、海外から帰国されてから14日間が経過していない方、体調がすぐれない株主様は、受付でお申し出いただきますようお願いいたします。
- ・株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認の上マスク着用で対応をさせていただきます。また、当社役員につきましても、株主総会当日の健康状態にかかわらず、一部の役員のための出席やオンラインによる出席とさせていただく可能性があります。
- ・本総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）及び議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に招集通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。

(提供書面)

事業報告

(2020年4月 1日から
2021年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度（2020年4月～2021年3月）におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、2020年度の実質GDPは前年比マイナス4.8%と景気が悪化し、一部持ち直しの動きがみられるものの、今後の経済見通しは不透明な状況となっております。

当社の主要顧客である流通業界におきましては、一部の小売業・メーカーにおいては巣ごもり需要による増収がありましたが、一方では飲食店などを得意先に持つ卸売業・メーカーにおいては現在も需要減に苦しまれており、二極化の傾向がみられます。

また、当情報サービス業界におきましては、IT投資計画の先送りや見送りなども懸念されましたが、デジタルトランスフォーメーション(DX)への投資を増やす基調は強く、業務系基幹システムへの需要も底堅いものがありました。それに伴い、かつては不人気職種であったシステムエンジニアが、にわかに注目を集める傾向もみられますが、技術力・マネジメント力のある技術者の絶対数は多くはなく、新型コロナウイルス流行前と変わらずエンジニアの人手不足感は強い状況にあります。

このような状況下、当社におきましては、期初に見られた商談の遅れに伴う業績へのマイナス影響を最小限に留め、期初の業績予想を大幅に上回る結果を収めることができました。当社主力のオリジナルパッケージ・ソフトウェア「CHAINSⅢ+」や「GROWBSⅢ」を中心に複数の大型案件の受注を獲得することができたことや、クラウドサービスやホスティングサービスなどの定常収入も増加基調であったことに加え、新社屋への移転関連コストを想定より低く抑えることができたことが主な要因です。

しかしながら、本社移転関連費用として特別損失に計上を予定していた不動産取得税について監査法人と会計処理を協議した結果、販売管理費として計上することになったことから、期中に上方修正した業績予想は、営業利益・経常利益において達成することができませんでした。

この結果、当事業年度の売上高は、19億79百万円（前期比112.5%）となり、営業利益は1億73百万円（前期比77.0%）、経常利益は1億69百万円（前期比71.9%）、当期純利益は1億76百万円（前期比102.3%）となりました。

品目別の売上状況につきましては次のとおりであります。

品 目	第 46 期		第 47 期	
	売 上 高	構 成 比	売 上 高	構 成 比
	(千円)	(%)	(千円)	(%)
システム開発売上高	1,366,070	77.7	1,390,268	70.2
商 品 売 上 高	392,446	22.3	577,331	29.2
不動産事業売上高	—	—	12,215	0.6
合 計	1,758,516	100.0	1,979,815	100.0

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

② 設備投資の状況

当事業年度に実施しました設備投資の総額は、新本社取得に関する建物、建物附属設備、構築物1,375百万円であります。

③ 資金調達の状況

当事業年度の資金調達につきましては、金融機関より設備投資資金に充当するため、短期借入金を1,134百万円返済し、長期借入金を1,900百万円借入しました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

(単位：千円)

区 分	2017年度 (第44期)	2018年度 (第45期)	2019年度 (第46期)	2020年度 (第47期)
売 上 高	1,417,543	1,490,371	1,758,516	1,979,815
営 業 利 益	80,764	110,653	225,396	173,566
経 常 利 益	88,171	124,312	235,817	169,709
当 期 純 利 益	66,847	77,810	172,953	176,925
1株当たり当期純利益	197円36銭	229円72銭	510円62銭	522円35銭
総 資 産	1,348,694	1,485,727	2,742,961	3,615,665
純 資 産	897,485	941,282	1,092,483	1,251,072

(注)「税効果会計に係る会計基準」の一部改正(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を第45期の期首から適用しており、第44期までの総資産の数値については、当該会計基準を遡って適用した後の数値となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社の対処すべき課題は、顧客の業務を深く理解した上で高付加価値なソフトウェアを提供するために必要なプロジェクトマネジメントを行うことのできる専門性の高いエンジニアの確保、オリジナルパッケージ・ソフトウェアである「CHAINSⅢ+」及び「GROWBSⅢ」への継続的な投資による機能強化、及びクラウドサービスや保守サポートなどの定常収入が得られる継続ビジネスの充実と受注の拡大と認識しております。

当社は「量販型の流通業のお客様に特化した総合ITベンダー」として、社会から必要とされる会社としてあり続けるために、地に足を着けて以下に取り組んでまいります。

①専門性の高い人材の育成及び確保

流通業のお客様の経営課題・業務課題を正しく理解した的確な提案をすることができる専門性の高い人材を育成するため、テクニカルスキル及びビジネススキルの向上に資する社員教育に経営資源を投下し、採用活動を強化することにより、人材の育成・確保に取り組んでまいります。

②当社オリジナルパッケージ・ソフトウェアの機能強化

オリジナルパッケージ・ソフトウェアである「CHAINSⅢ+」及び「GROWBSⅢ」へのサービス提供範囲を拡大するとともに、お客様の求める新しい機能を創出するため、継続的に高水準な投資を行うことによりオリジナルパッケージ・ソフトウェアの機能強化に取り組んでまいります。

③プロジェクトマネジメントの効率化

短納期でリーズナブルなシステムをお客様に提供するため、システム開発プロセスの標準化を推進し、手順を効率化することで、より効率的なプロジェクトマネジメントの仕組の構築に取り組んでまいります。

④クラウドサービス及び保守サポートの受注拡大

クラウドサービスや保守サポートなどの定常収入が得られる継続ビジネスの充実のため、ハードウェアからソフトウェアまで一貫して提供するクラウドサービスを強化し、保守サポートを通じてお客様の事業を的確にサポートすることで顧客満足度を高め、継続ビジネスの受注拡大に取り組んでまいります。

なお、新型コロナウイルス感染症がさらに拡大した場合には、一定の事業運営の停止が予想されますが、感染予防に努め、重要な社会インフラを担われている流通業のお客様を、システムの側面から支援し続けてまいります。

今後とも経営基盤の強化及び業績の向上に努めてまいります所存でございます。株主の皆様におかれましては、一層のご理解ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（2021年3月31日現在）

当社は、流通業を主要顧客とし、

- ・受託ソフトウェア開発
- ・パッケージ・ソフトウェアの開発・販売
- ・ソフトウェア保守業務の受託
- ・コンピュータ機器販売
- ・コンピュータ機器保守業務の受託
- ・クラウドサービス

を主として行っております。

(6) 主要な事業所（2021年3月31日現在）

名 称	所 在 地
本 社	名古屋市中区栄一丁目18番9号
東 京 事 業 所	東京都中央区

（注） 本社は、2020年9月23日に現所在地に移転しました。

(7) 使用人の状況（2021年3月31日現在）

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
98名	5名増	39.1歳	13.0年

(8) 主要な借入先の状況（2021年3月31日現在）

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 名 古 屋 銀 行	1,868,320千円

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、2020年9月23日付をもって、本社を愛知県名古屋市中区栄一丁目18番9号に移転いたしました。

2. 株式に関する事項（2021年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 1,200,000株
- (2) 発行済株式の総数 350,000株（自己株式 11,290株含む）
- (3) 株主数 201名
- (4) 上位10名の株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
梅 田 源	67,600株	19.95%
テ ス ク 従 業 員 持 株 会	50,914	15.03
梅 田 渉	27,400	8.08
株 式 会 社 ト ー カ ン	16,800	4.95
J B C C ホ ー ル テ ィ ン ク ス 株 式 会 社	15,000	4.42
株 式 会 社 名 古 屋 銀 行	14,000	4.13
株 式 会 社 シ ー ア イ エ ス	8,000	2.36
兵 藤 光 沖	6,991	2.06
山 田 正 明	6,129	1.80
株 式 会 社 ド ミ ー	5,400	1.59

（注）1. 当社は、自己株式を11,290株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2021年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 社 長	梅 田 源	
取 締 役	三 浦 英 二	営業本部長
取 締 役	前 田 倫 明	東日本システム部長
取 締 役	小 橋 敏 男	管理部長
取 (監 査 等 委 員 役)	横 山 真 次	
取 (監 査 等 委 員 役)	神 谷 亨	セントラルフォレストグループ 株式会社専務取締役 株式会社トークン取締役
取 (監 査 等 委 員 役)	後 藤 雅 彦	

- (注) 1. 監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」といいます。）は全員、社外取締役であります。
2. 監査等委員会設置会社のもと、監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
3. 社外取締役である横山真次氏は、名古屋証券取引所の規則に定める独立役員として取引所に届け出ております。
4. 当社は横山真次氏、神谷亨氏及び後藤雅彦氏との間で会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約により、各氏がその任務を怠ったことにより当社に損失を与えた場合で、かつその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失のないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として当社に対し、責任を負うものとしております。
5. 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。

氏 名	退 任 日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
岡 本 匡 弘	2020年6月26日	任 期 満 了	常務取締役 管理部長
伊 藤 紀 人	2020年6月26日	任 期 満 了	取締役 製品企画・プロジェクト支援部長

(2) 取締役の報酬等

①取締役の報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 総 額
取 締 役 （ 監 査 等 委 員 を 除 く ）	6名	48,249千円
取 締 役 （ 監 査 等 委 員 ） （ う ち 社 外 取 締 役 分 ）	3名 (3名)	4,200千円 (4,200千円)
合 計	9名	52,449千円

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役（監査等委員を除く。）の報酬額は、2015年6月24日開催の第41期定時株主総会において年額90,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。なお、当該定時株主総会が終結した時点での取締役（監査等委員を除く。）の員数は、4名（うち社外取締役0名）です。
3. 監査等委員の報酬限度額は、2015年6月24日開催の第41期定時株主総会において年額20,000千円以内と決議いただいております。なお、当該定時株主総会が終結した時点での監査等委員である取締役の員数は、3名（うち社外取締役3名）です。

②役員報酬等の内容の決定に関する方針等

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

2. 固定報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の報酬は、固定報酬で構成するものとする。月例で支払う固定報酬は、担当職務、貢献度および世間水準等を総合的に勘案して決定するものとする。

③取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議にもとづき代表取締役社長 梅田 源がその具体的内容について委任を受けるものとする。これらの権限を委任した理由は、各取締役の役位・職域等の評価を行うため、当社全体を俯瞰することができる代表取締役社長が最も適しているためであります。

④当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度における取締役の報酬関係の基本方針は、2020年6月26日に提出しました有価証券報告書に記載した内容のとおりとなっております。当該内容は、2021年2月15日開催の取締役会において決議した決定方針と実質的には同じものであり、取締役会は、決定方針に沿うものであると判断いたしました。

(3) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

取締役（監査等委員）神谷亨氏は、株式会社トーカンの取締役であり、かつ同社の親会社であるセントラルフォレストグループ株式会社の専務取締役であります。株式会社トーカンは当社の大株主であり、当社と同社との間には、当社商品売上に関する取引がありますが、その年間取引金額が当社の売上高に占める比率は1%未満であり、僅少であります。当社とセントラルフォレストグループ株式会社との間には、取引はありません。

②当事業年度における主な活動状況

	活 動 状 況 及 び 発 言 状 況
監査等委員 横山 真次	当事業年度に開催された取締役会7回全て、監査等委員会6回全てに出席いたしました。取締役会及び監査等委員会において、当社の経営に対し、財務的な観点から適宜必要な発言を行っております。
監査等委員 神谷 亨	当事業年度に開催された取締役会7回全て、監査等委員会6回全てに出席いたしました。取締役会及び監査等委員会において、当社の経営に対し、企業統治ならびに経営全般の観点から適宜必要な発言を行っております。
監査等委員 後藤 雅彦	当事業年度に開催された取締役会7回全て、監査等委員会6回全てに出席いたしました。取締役会及び監査等委員会において、当社の経営に対し、経営全般の観点から適宜必要な発言を行っております。

（注）上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第32条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が4回ありました。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬の額

	報 酬 等 の 総 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬の額	11,400千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	11,400千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 会社の体制及び方針

業務の適正を確保するための体制及び運用の状況に関する事項

【業務の適正を確保するための体制】

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ①取締役及び使用人が法令や諸規程を遵守し、社会規範に則した行動を行うために、コンプライアンスガイドラインを定め、常に良識ある企業活動を行うことを徹底する。
 - ②コンプライアンスに関する相談・報告窓口を設けており、問題点を把握するとともに必要な改善を行う。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理については、法令・社内規程に基づき、適切に保存・管理する。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

重要なリスクが発生した場合には、取締役会等において対処方法を審議する。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ①定例取締役会を開催するほか、必要の都度、臨時取締役会を開催し、重要事項の決議及び取締役の業務執行状況の監督を行う。
 - ②全社及び各部門の目標値を設定し、その実績並びに進捗状況を業績検討会議にて報告、検討することにより、その達成と収益の確保をはかる。
- (5) 監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

必要に応じて監査等委員の補助者を置くこととする。
- (6) 監査等委員の補助使用人の取締役からの独立性に関する事項及び補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

必要に応じて監査等委員の補助者を置くこととし、その任命・異動については監査等委員の同意を受けるものとする。また、その補助者の評価については監査等委員の意見を聴取するものとする。

また、補助使用人が監査等委員の職務の補助業務を行う場合は、監査等委員の指揮命令に従うものとする。
- (7) 取締役及び使用人が監査等委員に報告するための体制、その他の監査等委員への報告に関する体制
 - ①監査等委員は、取締役会等の重要会議に出席し、業務の執行状況や経理の状況などについて報告を受ける。

- ②取締役及び使用人は、当社の業務に重大な影響を及ぼす事項を発見した場合は、監査等委員に報告する。
- (8) 監査等委員へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
内部通報制度である「コンプライアンスガイドライン」を設け、法令違反等を早期に発見する体制を整備するとともに、監査等委員及び内部監査室のスタッフが連携し、通報者に不利益が生じないことを確保する。
- (9) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員が、その職務の執行について生じる費用の前払または償還等を請求したときは、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- (10) その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制
①監査等委員は、代表取締役をはじめ他の取締役及び使用人に対し、必要に応じヒアリングや意見交換を実施する。
②監査等委員は、内部監査室と連携して職務に当たるとともに、公認会計士とも意見及び情報交換を行い、効率的な監査を実施する。
- (11) 財務報告の信頼性を確保するための体制
財務報告の信頼性と適正性の確保及び金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、財務報告に係る内部統制を構築し、その体制の整備・運用状況を定期的に評価するとともに、必要な是正を行う。

【業務の適正を確保するための体制の運用状況の概況】

- (1) コンプライアンスに対する取組み
定例の定時取締役会は、事業の健全な発展と業務の適正化、経営課題等について討議しております。
- (2) リスクマネジメント体制
内部監査室において内部統制システム全般について、また情報セキュリティ基本方針に基づいた情報セキュリティマネジメントシステムが有効に機能しているか定期的な内部監査によって当該リスクの管理状況について監査しております。
- (3) 監査等委員の職務の執行
監査等委員は取締役会への参加とともに、適宜代表取締役との意見交換を行っております。また、内部監査室及び会計監査人との意見交換も行い、三様監査を実施し、それぞれの実効性を高めるため相互連携を行っております。

7. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

利益配当につきましては、株主への利益還元の充実と安定した配当を継続して実施することを重要な経営目的と位置付け、あわせて、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保の確保などを総合的に勘案して決定しております。

当社は、期末配当の年1回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、この剰余金の配当の決定機関は取締役会であります。

当事業年度の配当につきましては、上記方針に基づき、当期の業績などを勘案し、前期の配当金と同額となる1株当たり60円とさせていただきます。

内部留保資金につきましては、市場ニーズに応える新技術への対応並びに製品開発強化に有効投資するとともに、財務体質の強化を図り、安定的な経営基盤の確立に努めてまいり所存であります。

貸 借 対 照 表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,500,634	流 動 負 債	436,210
現金及び預金	1,030,777	買 掛 金	74,328
売 掛 金	275,577	1年内返済予定の長期借入金	63,360
リース投資資産	3,302	リ ー ス 債 務	47,317
商品及び製品	4,657	未 払 金	88,200
仕 掛 品	53,171	未 払 費 用	25,478
前 払 費 用	46,854	未 払 法 人 税 等	16,350
未 収 消 費 税 等	84,128	前 受 金	19,150
そ の 他	2,167	預 り 金	8,503
固 定 資 産	2,115,030	前 受 収 益	29,309
有 形 固 定 資 産	1,899,976	賞 与 引 当 金	63,500
建物及び構築物	1,217,504	受 注 損 失 引 当 金	711
工具、器具及び備品	89,492	固 定 負 債	1,928,382
土 地	461,491	長 期 借 入 金	1,804,960
リ ー ス 資 産	131,488	リ ー ス 債 務	97,009
無 形 固 定 資 産	12,471	そ の 他	26,412
ソフトウェア	12,325	負 債 合 計	2,364,592
そ の 他	145	(純 資 産 の 部)	
投資その他の資産	202,583	株 主 資 本	1,204,424
投資有価証券	140,410	資 本 金	302,000
長期前払費用	28,739	資 本 剰 余 金	106,146
繰延税金資産	6,553	資 本 準 備 金	106,146
そ の 他	26,880	利 益 剰 余 金	820,076
資 産 合 計	3,615,665	利 益 準 備 金	15,729
		その他利益剰余金	804,347
		別 途 積 立 金	200,000
		繰越利益剰余金	604,347
		自 己 株 式	△23,798
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	46,648
		その他有価証券評価差額金	46,648
		純 資 産 合 計	1,251,072
		負 債 純 資 産 合 計	3,615,665

損 益 計 算 書

（ 2020年4月 1日から
2021年3月31日まで ）

（単位：千円）

科 目	金 額	
売 上 高		1,979,815
売 上 原 価		1,236,185
売 上 総 利 益		743,630
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		570,063
営 業 利 益		173,566
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	3,447	
助 成 金 収 入	10,000	
そ の 他	1,698	15,145
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	12,035	
支 払 手 数 料	6,829	
そ の 他	137	19,002
経 常 利 益		169,709
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	57,487	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	29,099	
補 助 金 収 入	134,453	221,039
特 別 損 失		
本 社 移 転 費 用	41,072	
固 定 資 産 圧 縮 損	134,453	175,525
税 引 前 当 期 純 利 益		215,223
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	32,673	
法 人 税 等 調 整 額	5,623	38,297
当 期 純 利 益		176,925

株主資本等変動計算書

(2020年4月 1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
					別 途 積 立 金	繰越利益剰余金			
2020年4月1日残高	302,000	106,146	106,146	15,729	200,000	447,744	663,473	△23,798	1,047,821
事業年度中の変動額									
剰余金の配当						△20,322	△20,322		△20,322
当 期 純 利 益						176,925	176,925		176,925
自己株式の取得									
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	156,603	156,603	—	156,603
2021年3月31日残高	302,000	106,146	106,146	15,729	200,000	604,347	820,076	△23,798	1,204,424

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	評価・換算差額等合計	
2020年4月1日残高	44,662	44,662	1,092,483
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△20,322
当 期 純 利 益			176,925
自己株式の取得			
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	1,985	1,985	1,985
事業年度中の変動額合計	1,985	1,985	158,588
2021年3月31日残高	46,648	46,648	1,251,072

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

・時価のないもの

移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

・商品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。）

・仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間均等償却

1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 50年

建物附属設備 8～18年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

ただし、ソフトウェア（市場販売目的）については、3年以内の見込販売可能期間（完成年度を含む3年間）で均等償却

なお、ソフトウェア（自社利用目的）については、社内における見込利用可能期間（5年）による定額法

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給対象期間に応じた支給見込額を計上しております。

③ 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における受注契約に係る損失見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

① 受注制作のソフトウェアに係る収益及び費用の計上基準

- a. 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められるもの
工事進行基準（進捗率の見積りは原価比例法）

b. その他のもの

検収基準

② ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(5) 消費税等の会計処理

税抜き方式によっております。

(6) 退職給付制度

当社は確定拠出型の退職金制度を採用しており、従業員退職金の100%について、特定退職金共済制度に加入しております。

なお、2021年3月31日現在の積立金合計額は112,276千円であります。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 工事進行基準による収益認識 44,771千円

受注制作のソフトウェアの一部について、工事進行基準を適用し、原価総額の見積額に対する実際発生原価の割合で測定される進捗度に基づいて収益を計上しております。工事進行基準による収益の計上の基礎となる原価総額の見積額は、エンジニアの単価及び将来必要と見込まれる工数等によって個別案件ごとに算出しておりますが、その基礎となる将来必要と見込まれる工数には、会計上の見積りの不確実性の要素が含まれています。

(2) 受注損失引当金 771千円

受注契約に係る将来の損失に備えるため、受注契約に係る損失見込額を計上しておりますが、予定費用を超過した場合は追加引当が必要となる可能性があります。

3. 表示方法の変更に関する注記

(1) 当事業年度において、「構築物」を取得したことに伴い、有形固定資産の「建物」を当事業年度より「建物及び構築物」として表示しております。

(2) 前事業年度において、独立掲記しておりました「固定負債」の「長期未払金」は金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度においては「その他」に含めて表示しております。

なお、前事業年度の「長期未払金」は490千円であります。

(3) 「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産及び担保対応債務

①担保に供している資産

建物及び構築物	1,213,082千円
土地	461,491千円
計	1,674,573千円

②担保に係る債務

長期借入金	1,868,320千円
-------	-------------

- (2) 有形固定資産の減価償却累計額 230,046千円
- (3) 取締役に対する金銭債務
金銭債務 100千円
- (4) 受注損失引当金
損失の発生が見込まれる業務委託契約に係る仕掛品は、これに対応する受注損失引当金105千円を相殺して表示しております。

5. 損益計算書に関する注記

売上原価に含まれている受注損失引当金繰入額 △144千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	350千株	一千株	一千株	350千株

(2) 自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	11千株	一千株	一千株	11千株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

2020年5月22日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 20,322千円
- ・ 1株当たり配当額 60円
- ・ 基準日 2020年3月31日
- ・ 効力発生日 2020年6月12日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの 2021年5月21日開催の取締役会において次のとおり決議する予定であります。

- ・ 配当金の総額 20,322千円
- ・ 1株当たり配当額 60円
- ・ 基準日 2021年3月31日
- ・ 効力発生日 2021年6月11日

(4) 当事業年度末日における新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	19,431千円
未払事業税	1,814千円
未払法定福利費	3,356千円
減損損失	494千円
投資有価証券評価損	4,395千円
受注損失引当金	249千円
その他	2,746千円
繰延税金資産小計	32,487千円
評価性引当額	△5,366千円
繰延税金資産合計	27,121千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△20,568千円
繰延税金負債合計	△20,568千円
繰延税金資産の純額	6,553千円

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品の状況に対する取組方針

資産運用は、長期的、大局的見地に立って運用を行い、安全性、流動性、収益性を考慮して行っております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及びリース投資資産は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に配当収入を目的としておりますが、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に、設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後最長4年5ヶ月であります。

長期借入金は、主に、新社屋建設に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後29年6ヶ月であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、販売管理規程に従い、受注前に取引先の状況を確認し、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

b. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

c. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき管理部門が毎月資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定において変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

(注) 2. 参照)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
①現金及び預金	1,030,777	1,030,777	—
②売掛金	275,577	275,577	—
③リース投資資産	3,302	3,309	7
④投資有価証券	114,728	114,728	—
資産計	1,424,385	1,424,392	7
①買掛金	74,328	74,328	—
②リース債務 (1年内返済予定含む)	144,327	143,117	△1,210
③未払金	88,200	88,200	—
④長期借入金 (1年内返済予定含む)	1,868,320	1,858,149	△10,170
負債計	2,175,176	2,163,796	△11,380

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資産

① 現金及び預金、② 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③ リース投資資産

リース投資資産の時価の算定は、元利金の合計額を、同様の新規契約を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値によっております。

④ 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式等は取引所の価格によっております。

負債

① 買掛金、③ 未払金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

② リース債務 (1年内返済予定含む) 、④長期借入金 (1年内返済予定含む)

これらは、元利金の合計額を同様の新規調達を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	25,682

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「④投資有価証券」には含めておりません。

9. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、愛知県において、本社ビル（土地を含む）を有しております。その一部を賃貸用としているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産

（単位：千円）

貸借対照表計上額	時価
1,674,573	1,850,000

（注）1. 貸借対照表計上額は、取得原価から固定資産圧縮額および減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 当事業年度末の時価は、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額であります。

10. 関連当事者との取引に関する注記

関連当事者との取引はありません。

11. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 3,693円64銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 522円35銭 |

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月20日

株式会社テスク
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人 名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 森 内 茂 之 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 本 田 一 暁 ⑩

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社テスクの2020年4月1日から2021年3月31日までの第47期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第47期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき、以下の通り報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容、並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月21日

株 式 会 社 テ ス ク 監 査 等 委 員 会

監 査 等 委 員 横 山 真 次 ㊞

監 査 等 委 員 神 谷 亨 ㊞

監 査 等 委 員 後 藤 雅 彦 ㊞

(注) 監査等委員横山真次、神谷亨及び後藤雅彦は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式数
1	梅 田 源 (1978年6月24日)	2002年4月 日本アイ・ビー・エム株式会社入社 2010年4月 当社入社 2010年6月 当社取締役 2010年10月 当社取締役副社長 2011年6月 当社代表取締役社長（現任）	67,600株
2	三 浦 英 二 (1960年8月3日)	1983年3月 当社入社 2006年6月 当社取締役 2014年4月 当社取締役営業部長 2019年4月 当社取締役営業本部長（現任）	4,400株
3	前 田 倫 明 (1965年6月25日)	1990年4月 コニカ株式会社（現 コニカミノルタ株式会社）入社 1999年12月 日本ヒューレット・パッカード株式会社入社 2008年9月 株式会社三菱総合研究所入社 2019年7月 当社入社 2019年10月 当社東日本システム部長 2020年6月 当社取締役東日本システム部長（現任）	1,400株
4	小 橋 敏 男 (1969年11月22日)	1992年4月 住友銀行（現 三井住友銀行）入行 2006年11月 カリヨン銀行（現 クレディ・アグリコル銀行）東京支店入社 2008年4月 東京スター銀行入行 2011年12月 イオン銀行入行 2016年5月 アンドモワ株式会社取締役 2018年11月 西武信用金庫入庫 2020年4月 当社入社 2020年6月 当社取締役管理部長（現任）	一株

（注）各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

本議案については、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当 社の株式数
1	よこ やま しん じ 横 山 真 次 (1949年2月13日)	2003年6月 名古屋銀行執行役員エリア長 2008年6月 株式会社ナイス代表取締役社長 2012年6月 株式会社テクノ菱和監査役 2013年6月 当社常勤監査役 2015年6月 当社社外取締役（監査等委員） (現任)	700株
2	かみ や とおる 神 谷 亨 (1957年2月23日)	2001年12月 株式会社トークン取締役 2005年12月 同社取締役常務執行役員 2014年10月 同社取締役専務執行役員 2016年6月 当社社外取締役（監査等委員） (現任) 2019年4月 セントラルフォレストグループ株 式会社専務取締役（現任） 2021年1月 株式会社トークン取締役（現任）	一株
3	ご とう まさ ひこ 後 藤 雅 彦 (1954年8月9日)	1998年1月 日本アイ・ビー・エム株式会社 中部支社流通営業部営業部長 2007年4月 日本ビジネスコンピューター株式 会社執行役員中部事業部長 2010年4月 株式会社シーアイエス代表取締役 社長 2017年4月 同社顧問（現任） 2018年6月 当社社外取締役（監査等委員） (現任)	一株

(注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 横山真次氏、神谷亨氏、及び後藤雅彦氏は、社外取締役候補者であります。

なお、横山真次氏は、名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ており、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。

3. (1) 候補者 横山真次氏は、金融機関での長年の経験及び企業経営者としての豊富な経験や識見を生かし、経営全般に関する有効な助言をいただけるものと考え、社外取締役として選任をお願いするものであります。選任後は、財務的な見地からの助言を期待しております。

- (2) 候補者 神谷亨氏は、管理部門での豊富な経験や識見を生かし、経営全般に関する有効な助言をいただけるものと考え、社外取締役として選任をお願いするものであります。選任後は、企業統治の観点並びに経営全般の助言を期待しております。
- (3) 候補者 後藤雅彦氏は、経営者としての幅広く高度な識見と長年の豊富な経験により、経営全般に関する有効な助言をいただけるものと考え、社外取締役として選任をお願いするものであります。選任後は、経営全般の助言を期待しております。
4. 横山真次氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。同氏の在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。なお、同氏は、過去に当社の業務執行者でない役員（監査役）であったことがあります。神谷亨氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。同氏の在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。また、後藤雅彦氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。同氏の在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
5. 当社は、横山真次氏、神谷亨氏及び後藤雅彦氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、その任務を怠ったことにより当社に損失を与えた場合で、かつその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失のないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として当社に対し、責任を負うものとしております。なお、再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。

以 上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

株主総会会場ご案内図

名古屋市中区栄一丁目18番9号

当社 本社1階会議室

TEL 052-222-1000（代表）



交通のご案内

- ・ J R ・ 名鉄 ・ 近鉄 名古屋駅より徒歩約17分
- ・ 地下鉄（東山線・鶴舞線）伏見駅（7番出口）より徒歩約8分
- ・ 市バス

系統 名駅 16 名古屋駅（東新町経由左回り）
名駅 16 広小路本町（柳橋経由）
C 758 名古屋駅（広小路栄）

バス停「名古屋駅」（ミッドランドスクエア西側・21番のりば）より乗車、
バス停「柳橋（1番）」で下車（乗車時間約5分）、徒歩4分